

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

酸欠は予防が第一

危険な場所を知っておこう

町田安全衛生リサーチ 村木 宏吉

特集Ⅱ

「心理的距離」が睡眠に影響

スマホで仕事から離れられず

中災防シンポ

ニュース

許可要件に「労務管理」

国交省 36 協定実態把握へ

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2302

3

2018

15

■ 災害のあらまし ■

N百貨店に勤める店員Aは、休憩時間中に自動車運転免許証更新申請用の顔写真を撮るため、社員食堂内の写真コーナーを利用していた。終了後に歩き出したところ、カーペットを押さえていた床のモールにつまずいて転倒し、負傷した。Aがつまずいたモールは、継ぎ目部分でビスが外れていて、2 cmほど床から浮き上がっていた。

■ 判断 ■

休憩時間は労働者が自由に利用できる時間（労働基準法第34条第3項）であり、労働者の権利として労働から離れることを保障されている時間（昭22.9.13発基17号）。このため、業務に従事していない時間中の災害は、原則業務上の災害に該当しないが、事業場施設の欠陥が原因で被災しているため、**業務上の災害**となった。

■ 解説 ■

(1)業務災害は、「労働者の業務上の事由による負傷、疾病、傷害又は死亡」（労災法第7条第1項第1号）とされる。しかしながらその災害がすべて業務災害と認定されるわけではなく、労働者が労働関係のもとにあった場合に発生した災害でなくてはならない。

「業務上の事由」に該当するためにはいわゆる「業務起因性」がなければならず、業務起因性が成立するためには、その条件として「業務遂行性」がなければならない。「業務遂行性」が証明され「業務起因性」に対する反証がない場合は、業務起因性を認めることが経験則に反しない限り、一般に業務上の災害と認められるとされる。

(2)「業務遂行性」とは、労働者が労働契

休憩中に写真コーナーを利用後、食堂で転倒

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21
池田社会保険労務士事務所

山形会

所長 池田 順一

第263回

約に基づいて事業主の支配下にある状態をいう。すなわち、事業主の指揮命令に基づいて労働を提供している状態をいい、具体的には次の区分に分類される。

①事業主の支配・管理下にあり、業務に従事している場合

この場合の災害は、被災労働者の業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生するものと考えられ、特段の事情がない限り業務上の災害と認められる。

ただし、次の場合は業務上の災害とは認められない。

・労働者が就業中に私的行為を行い、または積極的に業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それらが原因となって災害を被った場合

- ・労働者が故意に災害を発生させた場合
- ・労働者が個人的な恨みなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合
- ・地震、台風など天災事変によって被災した場合（事業場の立地条件などによる例外あり）

②事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合

入社し事業場施設内にいる限り、労働契約に基づき事業主の支配・管理下にあると認められるが、休憩時間や就業前後は実際には業務を行っておらず行為そのものは私的行為である。原則的に私的行為によって発生した災害は業務上の災害とは認められないが、事業場の施設・設備や管理状況などがもとで発生した災害は業務上の災害となる。

③事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

出張や社用などにより事業所施設外で業務に従事している場合、事業主の管理下を



離れているものの事業主の支配下にある、指揮命令を受けて業務を行っており積極的な私的行為を行うなど特段の事情がない限り業務上の災害とされる。

(3)「業務起因性」とは、「業務遂行性」がありかつその災害が業務に基因して生じたものであること、言い換えれば業務の遂行に伴う危険が現実化したものであり、業務（原因）と災害（結果）との間に相当因果関係が存在することをいう。

店員Aの休憩時間は原則として自由行動を許されているのであるから、写真コーナーを利用し顔写真を撮り元の場所に戻る行為は私的行為である。しかしながら、床のモールの継ぎ目部分のビスが外れてモールが浮き上がっていたため、つまずいて転倒して負傷したことは、業務中であっても同様の事故が発生する可能性がある事業場施設の欠陥が原因であるため業務上の災害となる。「事業場施設には、更衣所、便所、洗面所、食堂、風呂場、休憩所、娯楽室、運動施設、通勤用バスその他の福利施設、医療、看護施設あるいは事業付属寄宿舎等々がある」（平成20年労働者災害補償保険法 七訂新版 要旨）。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp